

令和4年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和4年4月11日 開会

令和4年4月11日 閉会

富士宮市農業委員会

令和4年4月11日午後1時富士宮市農業委員会会長齊藤 学は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19名
出席委員 18名

農業委員出席委員

1番 脇 坂 英 治	2番 松 永 孝 男	3番 赤 池 勝
4番 齊 藤 学	5番 佐 野 守	6番 佐 野 均
7番 佐 野 強	8番 伊 藤 照 男	10番 村 松 義 正
11番 富 永 政 則	12番 宮 島 孝 子	13番 遠 藤 光 浩
14番 旭 一 昭	15番 荻 真 教	16番 後 藤 文 隆
17番 佐 野 むつみ	18番 内 堀 忠 雄	19番 杉 山 弘 子

欠席委員

9番 近 藤 雅 隆

農地利用最適化推進委員出席委員

1番 土 井 治	2番 塩 川 金 彦	3番 渡 井 清 孝
5番 竹 川 篤 志	6番 村 松 慎 一	7番 土 井 一 彦
8番 加 藤 文 男	9番 藤 浪 庸 一	10番 有 賀 文 彦
12番 篠 原 兼 義	13番 牧 澤 邦 彦	

欠席委員

4番 渡 邊 勝 彦 11番 鈴 木 四 郎

事務局職員

(併) 事務局長	中 野 信 男	次長兼振興係長	望 月 伸 浩
主 任 主 査	深 川 亮	主 査	池 田 幸 司
主 査	滝 口 悠 美		

議長 会長 齊藤 学（以下同じ）

本日は大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきましてありがとうございます。定例の農業委員会総会の第1回目の会議となります。よろしくお願いします。座らせていただきます。

それでは、会議に入る前に、9番、近藤雅隆委員から本日の会議に欠席する旨の申出がありましたので、御報告いたします。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました、富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

議事に先立ちまして、「農地法の規定による申請について取下・取消願の処理状況」を事務局に報告させます。

事務局 深川主任主査

本日配付しました令和4年3月18日から令和4年4月8日までの「農地法の規定による申請

(届出)について取下・取消願の処理状況」を御覧ください。

第1項、山宮■■■■、現況畠5.98平方メートルほか2筆、計195.98平方メートルにつきまして、令和4年2月21日に駐車場12台を目的とした農地法第5条届出が受理されました。令和4年3月2日、都合により取消願が提出されました。なお、再度5条届出が提出され受理済みであります。

続きまして、第2項、小泉■■■■、田13平方メートル、全体計画面積、計358平方メートルにつきまして、令和4年2月18日に資材置場を目的とした、農地法第5条届出が受理されました。令和4年3月16日、都合により取消願が提出されました。なお、こちらも再度5条届出が提出され、受理されております。

報告は以上です。

議長

処理状況でありますので、よろしくお願ひします。

それでは、会期の決定について議題といたします。

お諮りします。

会期は、本日1日と決定したいと存じます。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたします。

次に、会議録署名人の指名について議題といたします。

お諮りいたします。

会議録署名人は、3番 赤池 勝委員、5番 佐野 守委員を指名することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長

異議なしと認めます。

よって、会議録署名人に、3番 赤池 勝委員、5番 佐野 守委員を指名いたします。

本日の議事日程は、目次のとおり、報第21号から議第29号です。

初めに、報第21号から報第28号まで、一括して事務局から報告させます。

事務局 深川主任主査

令和4年2月21日から令和4年3月20日までの受理分について報告いたします。議案の1ページを御覧ください。

報第21号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があつたので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が3件提出されました。

続きまして、議案の2ページ、3ページを御覧ください。

報第22号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の賃借権の合意解約がなされたことの農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、賃貸借契約の合意解約による通知が6件提出されました。

続きまして、議案の4ページを御覧ください。

報第23号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、2件の届出が受理されました。

続きまして、議案の5ページを御覧ください。

報第24号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする、農地法第4条第1項第8号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、3件の届出を受理しました。

続きまして、議案の6ページから12ページを御覧ください。

報第25号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとするため、その農地につき所有権の移転、またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、24件の届出を受理しました。

続きまして、議案の13ページを御覧ください。

報第26号 農地法第5条届出の適用を受ける買受適格証明について

農地の競売・公売に参加するため買受適格証明願の提出があり、証明したので報告する。なお、当該適格証明の交付を受けた者が競落人となり、農地法第5条の規定による届出書を提出した場合において、当該証明の交付時と同様と認めた場合は、受理して差し支えないものとする。

議案に記載のとおり、2件の届出を受理しました。

続きまして、議案の14ページを御覧ください。

報第27号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について

租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税猶予の適用を受けていた特例農地について、期間が満了するのに当たり当該特例農地の利用状況を富士税務署に通知したので、報告する。

議案に記載のとおり、現地確認の上、2件の特例農地の利用状況を通知しました。

続きまして、議案の15ページを御覧ください。

報第28号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画について認可する通知を受けたので次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借で認可を受けた者が1件ありました。

報告は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。よって、報第21号から報28号までは報告済みといたします。

議第23号 農地法第3条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

議案の16ページを御覧ください。

農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転、またはその他の権利を設定・移転しようとする、農地法第3条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真1ページを御覧ください。

第1項についてですが、申請地は宮原で、ファーマーズマーケット「う宮～な」の南に位置する農地です。受人■■■■と渡人富士市松岡の■■■■さんとの使用貸借契約で、青ネギを栽培する計画です。

受人■■■■は、これまで中間管理事業において、貸借を多く行っておりますが、本件の申請地は市街化区域であるため中間管理の対象とはならず、農地法第3条での貸借として許可申請が出ております。

受人の耕作面積は許可後、8万5,977平方メートル、稼働人員は3名です。

続きまして、第2項及び別冊航空写真2ページを御覧ください。

申請地は村山で、市立富士根北小学校の南西に位置する農地です。受人三園平の■■■■さんと渡人村山の■■■■さんとの売買契約で露地野菜を栽培する計画です。

申請地は現在遊休地状態となっており、渡人において経営規模の縮小を考え買主を探していましたところ、買受人が見つかり売買するに至りました。

受人は現在55歳、耕作面積は許可後3,869平方メートル、稼働人員は1名です。

続きまして、第3項及び別冊航空写真3ページを御覧ください。

申請地は上条で、上条一町内コミュニティ広場の北に位置する農地です。受人上条の■■■■さんと渡人宮原の■■■■さんとの売買契約で、水稻を栽培する計画です。

渡人にて経営規模の縮小を考え不動産屋に相談したところ、申請地の近傍に住む受人が見つかり売買することとなりました。

受人は現在74歳、耕作面積は許可後3,262平方メートル、稼働人員は1名です。

第4項及び別冊航空写真4ページを御覧ください。

申請地は下条で、市立上野小学校の南に位置する農地です。受人下条の■■■■さんと渡人上条の■■■■さんとの売買契約で、水稻を栽培する計画です。

申請地は平成29年に受人が使用貸借し耕作を行っており、今回借受地を購入するものです。なお、隣地については受人が令和3年12月の総会にて3条許可申請を行い、買受をしております。

受人は現在68歳、耕作面積は許可後3,823平方メートル、稼働人員は2名です。

以上、第1項から第4項までの申請について、農地法第3条第2項各号の許可しない要件には該当せず、問題ないと判断しました。御審議のほどよろしくお願いします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第23号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第23号は原案のとおり処理することを決定しました。

議第24号 転用目的・事業計画変更の申請の承認についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

では、議案の18ページを御覧ください。

議第24号 転用目的・事業計画変更申請の承認について

農地法による転用の許可がなされた後、計画変更の承認申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び第2項は同一申請人のため、一括して説明いたします。

航空写真は5ページを御覧ください。

第1項精進川■■■■、畠ほか1筆、計264平方メートル。第2項精進川■■■■の内、畠179平方メートルにつきまして、令和2年11月10日に東京都台東区の■■■■が発電所改修工事に伴う工事用駐車場及び資材置場への一時転用許可を受けましたが、諸事情により当初計画での事業完了が困難となったため、一時転用許可の延長及び区域の拡大をしようとするものです。当初の工事期間は令和2年12月から令和4年4月までの1年5カ月間を予定していましたが、河川法に規定する県の許認可手続が難航したことで、工事計画の見直しが必要となり、工期が大幅に遅延いたしました。については、工期を約1年6カ月延長するとともに、第2項については資材置場として、当初計画していた179平方メートルから247平方メートルへ拡張したく申請に及びました。

申請地は養護老人ホーム長生園の西に位置する中山間地域内の小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。転用期間は令和5年10月31日までを予定しており、利用に当たっては農地保護のため鉄板を敷き、工事終了後は鉄板を撤去し、耕運機で土を起こし、農地へ復元する計画です。資金は自己資金で確保されており、許可後安全面に配慮しながら工事を実施いたします。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第24号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

御異議なしと認めます。よって、議第24号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第25号 農地法第4条第1項の規定による許可決定を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

では、議案の19ページを御覧ください。

議第25号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項の規定による許可申請が次のとおり
あったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真6ページを御覧ください。

申請地は根原■■■■、畠ほか1筆、計875平方メートルで、根原の■■■■さんが飼料置
場に転用しようとするものです。

申請人は朝霧で酪農業を営んでおりますが、飼料等の保管場所が不足し、用地を検討しており
ました。今般利便性や必要とする面積等の観点から、自宅に隣接する本申請地を適地と判断し、
申請に及んだとのことです。

申請地は朝霧フードパークの南約600メートルに位置する小集団の生産性の低い第2種農地
に該当します。周囲は東を道路、北と南を宅地、西を原野に接し、農地は存在しないため、周辺
営農への影響はないと思われます。資金は自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計
画となっております。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、採決をします。

議第25号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第25号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第26号 農地法第5条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

議案の20ページを御覧ください。

議第26号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転、またはその他の権利を設定
しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求める。

第1項及び別冊航空写真7ページを御覧ください。

申請地は杉田■■■■の内、畠132平方メートルで、東京都千代田区の■■■■■が賃貸借に
より権利設定し、変電所改修工事用地に一時転用しようとするものです。

申請人は電気事業を営む法人で、今般航空写真中央にある変電所の改修工事に伴い、建設重機
の駐車場及び作業用スペースとして、本申請地を利用したく申請に及びました。

申請地はホンダカーズ富士中央店の北に位置する農用地区内の農用地で、いわゆる青地に該當
し、原則許可はできませんが、不許可の例外に当たる一時的な利用として、工事用地の利用後は

農地へ復元することを前提とした許可となります。転用期間は令和6年2月29日までを予定しており、利用に当たっては農地保護のため鉄板を敷き、工事終了後は鉄板を撤去し、耕運機で土を起こし、農地へ復元する計画です。地域住民や自治会への事前説明は済んでおり、工事に当たっては、安全面に配慮しながら作業を行います。資金は自己資金で確保されており、令和4年6月に着工する計画となっております。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

6番 佐野均委員

ただいま審議中の第1項について調査報告をします。

4月7日午後1時30分、申請人、事務局、私と3人で現地に集合いたしまして、申請書を基に現場確認をいたしました。申請書どおりでしたので、ここに報告します。

御審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第26号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第26号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

議案の21ページを御覧ください。

議第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする、農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。なお、本件に係る静岡県農業委員会ネットワーク機構から許可相当の答申があった場合において、農業委員会会長が許可の処分をする。

第1項及び航空写真8ページを御覧ください。

根原■■■■の内、畠、6, 740平方メートルにつきまして、根原の■■■■が使用貸借により権利設定し、駐車場用地へ一時転用しようとするものです。

申請人は観光施設の管理、運営を行う法人で、例年の催しとなりますが、富士本栖湖で開催される富士芝桜まつりの運営元である■■■■株式会社より、シャトルバスの発着所及び来客用駐車場のための敷地を借りたいという要望を受けました。これまでの利用状況として、イベント期間中申請地に駐車場を増設したことによって、周辺の交通渋滞の緩和につながり、またフードパーク内の来客数についても増加したことから、本年についても本申請地を駐車場として利用した

く申請に及んだものです。

申請地は道の駅朝霧高原の南東に位置する農用地区内の農地で、いわゆる青地に該当し、原則許可はできませんが、不許可の例外に当たる一時的な利用として、駐車場への利用後は農地へ復元することを前提とした許可となります。周囲は北を道路、西は宅地、南と東を農地に接しますが、農地との境には柵とロープを設置する計画のため、周辺農地への影響は軽微であると思われます。近隣に代替性のある土地はなく、資金は自己資金で確保されております。イベント期間は4月16日から5月29日までで、その後6月30日までに損傷した部分の手入れを行い、牧草地へ復元する計画となっております。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

12番 宮島孝子委員

ただいま審議中の1項の調査報告をします。

4月7日、申請人■■■■さん、事務局、農業委員3人で現地にて話を聞きました。先ほど事務局から詳しく説明がありましたが、例年どおり本栖湖で行われますイベント、芝桜まつりの無料駐車場スペースの提供のためです。会場内にも以前に比べ、たくさん確保はしているものの、シーズン中は139号線が大渋滞いたします。そのため、渋滞の緩和、不足駐車場の確保のため、安全面でも誘導員の配置、看板の設置も行います。その後復元のため、種子をまき、装置の整備をするそうです。

問題はないと思われますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方挙手をお願いいたします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第27号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

御異議なしと認めます。よって、議第27号は原案のとおり処理することに決定し、4月22日開催の静岡県農業会議常設審議委員会にお諮りします。

議第28号 非農地証明申請の審議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

議案の22ページを御覧ください。

議第28号 非農地証明申請の審議について

土地登記簿の地目が農地になっている土地であって、その現状が農地以外になっているものについて、証明申請が次のとおりあったので、審議を求める。

第1項及び航空写真の9ページを御覧ください。

申請地は大中里■■■■、田、79平方メートルで、富士フィルム工場の道向かいに位置する農地です。

申請者の先代が昭和47年10月30日、住宅兼店舗を建築したときから、農地法の手続を知らずに住宅敷地として一体利用していたものです。都市計画法上は線引き前宅地であり、問題はなく、非農地として扱って差し支えないものと判断いたしました。

続きまして、第2項及び航空写真10ページを御覧ください。

申請地は北山■■■■、畠、22平方メートルほか1筆、計96平方メートルで、いでのぼくミルクハウスの西に位置している農地です。

申請者の祖父が昭和30年から農地法の手続を知らずに住宅敷地の一部として利用し、現在まで至っております。都市計画法上は線引き前宅地であり問題はなく、非農地として扱って差し支えないものと判断いたしました。

続きまして、第3項及び航空写真11ページを御覧ください。

申請地は羽鮈■■■■、田、412平方メートルで、吉祥寺の東に位置する農地です。

昭和42年4月1日、申請者の先代が住宅を建築し、平成7年に建て替えを行っていますが、農地法の手続を知らずに住宅敷地として利用し、現在に至っています。旧芝川町で都市計画法上は線引き前宅地であり問題はなく、非農地として扱って差し支えないものと判断いたしました。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

5番 佐野守委員

ただいま審議中の第1項の調査結果について、報告いたします。

去る4月7日、事務局、最適化推進委員、私、そして申請者代理人の行政書士と現地で会い、話を伺いました。昭和40年10月、先代の■■■■氏が申請番地も一体利用として、店舗兼住宅として占有管理を行ってきました。申請者も法律不慣れな中で先代から相続した土地で、何十年も経過しており、今般調査の結果、諸事情が判明したので、申請をすることになったという話です。

以上、申請のとおり問題はないと思われますので、御審議のほどお願いいたします。

以上です。

18番 内堀忠雄委員

ただいま審議中の第2項の調査結果について報告いたします。

4月7日、申請人と現地でお会いし、お話を聞きました。申請地は申請人の祖父が住宅の進入路として利用し、現在に至っております。日常生活上、必要不可欠な通路としての利用をしているものであり、農地への復元が容易ではないと認めます。申請書のとおり問題はありません。

御審議のほどお願いいたします。

14番 旭一昭委員

ただいま審議中の第3項の調査結果について報告いたします。

去る4月5日午後3時、申請人及び土地家屋調査士、そして事務局員2名とともに、現地で会い、調査いたしました。旧芝川町の昭和42年4月、申請人の亡父■■■■氏が自宅建築の際、田を宅地として建築いたしました。同建物は平成7年に建て替えられ、現在の住宅敷地となっております。また、昭和52年には倉庫が新築され、長年宅地として利用されている状態と確認いたしました。

申請のとおり差し支えないと考えますので、御審議をお願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方挙手をお願いいたします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第28号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第28号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第29号 富士宮市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

議案の23ページを御覧ください。

議第29号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

令和4年3月24日付、富農第1456号で決定を求められた富士宮市農用地利用集積計画につき、別紙のとおり決定するものとする。

別紙農地利用集積計画（案）について説明いたします。

ページを2枚めくっていただきまして、農用地利用集積計画（案）の2ページ目、農用地の流動化状況を御覧ください。

利用権の設定を受ける者の数6人、利用権を設定する者の数7人、利用権を設定する農用地の面積は計2万8,379平方メートルです。所有権の移転を受ける者の数1人、所有権を移転する者の数1人、所有権が移転する農用地の面積計3万1,171平方メートルです。

1枚めくって、4ページの集積計画を御覧ください。

貸借について、第1項から第7項まで全て中間管理事業となります。

それでは、第1項から順に説明いたします。

第1項及び別冊航空写真12ページを御覧ください。

第1項申請地は北山で、市立北山小学校の西に位置する農地です。万野原新田の■■■■さんへの使用貸借権設定となります。集積計画には野菜の栽培10年新規とありますが、こちらは10年再設定となります。

現在の経営状況は、移転後経営面積と同じく5万4,615.57平方メートルになりますので、申し訳ございませんが、一応そちらのほう訂正をお願いいたします。

続きまして、第2項及び第3項は同一借主の案件になりますので、一括して説明いたします。

第2項及び第3項、別冊航空写真13ページ及び14ページを御覧ください。

第2項申請地は山宮で、山宮スポーツ公園の南東に位置する農地です。また、第3項は山宮4区区民館の北西に位置する農地となります。いずれも万野原新田の■■■■さんへの使用貸借権設定で、花木の栽培となります。2項は10年新規、3項は9年8カ月新規になります。

移転後経営面積は、6万8,586.91平方メートルになります。

続きまして、第4項及び別冊航空写真15ページを御覧ください。

第4項申請地は山宮で、市立山宮保育園の西に位置する農地です。山梨県南都留郡鳴沢村の■

■■■さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培9年10カ月新規になります。

移転後経営面積は1万4,006.84平方メートルになります。

続きまして、第5項及び第6項は同一借主の案件になりますので、一括して説明いたします。

別冊航空写真16ページ及び17ページを御覧ください。

第5項申請地は下条で、日吉神社の南に位置する農地です。また、第6項申請地は馬見塚で、宗円寺の東に位置する農地です。いずれも水稻の栽培10年新規となります。

猫沢の■■■■への使用貸借権設定で、移転後経営面積は17万6,030平方メートルになります。

続きまして、第7項及び別冊航空写真18ページを御覧ください。

第7項申請地は根原で、朝霧カントリークラブの南西に位置する農地です。根原の■■■■さんへの使用貸借権設定で、飼料作物の栽培10年新規になります。

移転後経営面積は15万921.15平方メートルになります。

続きまして、所有権移転の案件について説明いたします。

第1項及び別冊航空写真19ページを御覧ください。

申請地は人穴で、荻平公民館の北西に位置する農地になります。同地については、売主より農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、基盤法に基づくあっせん申出が出され、令和4年2月総会にて市へ通知をしておりましたが、買主が見つかったことから、静岡県農業振興公社を通じた所有権移転ではなく、基盤法を用いた相対での所有権移転となり、本計画に記載されております。

買主は神奈川県藤沢市の■■■■で、小麦を栽培する予定です。同社は人穴に農場を所有しております、同農場の北側の隣地が当該地となります。引渡しの時期は令和4年6月30日となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、採決をします。

議第29号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第29号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき処理することに決定しました。

続きまして、報告事項として、「農地改良届出書の受理状況」を事務局から報告させます。

事務局 深川主任主査

農地改良届出書の受理状況（令和4年3月18日～令和4年4月8日）について説明します。

本日配付しました、農地改良届出書についての受理状況及び2枚目航空写真を御覧ください。

第1項麓■■■■、現況畠、2万633平方メートルの農地です。工事期間は令和3年4月

19日から令和4年3月18日までの予定です。現地は傾斜のきつい箇所があり、作業困難な場所も多いため、農地を整備し、作業の効率化を図ることを目的に、農地改良届出書が提出され、受理書を交付しています。令和4年3月24日、事業完了報告書が提出されました。

改良後の状況については、特に問題のあるところはないとの判断しています。

説明は以上です。

議長

事務局からの報告がありましたが、質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員会総会は、5月13日を予定しております。

以上をもちまして、令和4年4月の富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

午後1時55分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会
会長

会議録署名人
3 番

会議録署名人
5 番